

子母発0330第1号
令和4年3月30日

各

都	道	府	県
指	定	都	市
中	核	市	

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

令和4年度「不育症検査費用助成事業」の助成対象検査について（通知）

不育症の方の経済的な負担の軽減を図るため、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添12「不育症検査費用助成事業」により、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することとしている。

「「不育症検査費用助成事業」の助成対象検査について」（令和3年4月5日付子母発0405第1号本職通知。以下「令和3年4月通知」という。）において、助成対象となる検査について、「流産検体を用いた染色体検査」と定めているところだが、令和4年4月1日より当該検査が保険適用されることから、令和4年4月1日時点では、同事業における助成対象となる検査は、該当なしとなるのでご留意いただきたい。

今後、助成対象となる検査ができれば、改めて御連絡する。

なお、本通知の施行に伴い、令和3年4月通知は廃止する。